

2025 年 7 月 22 日 全 13 頁

日本経済見通し：2025 年 7 月

25 年の賃上げは「広がり」の面でも改善/最低賃金の目安は 6%程度か

経済調査部 シニアエコノミスト 神田 慶司
エコノミスト 田村 統久

[要約]

- 2025 年春闘での賃上げ率は、33 年ぶりの高水準となった前年を小幅に上回っただけでなく「広がり」の面でも改善が見られた。大企業に比べて中小・零細企業の賃上げが加速しており、地方部の賃上げ率は都市部よりも高かったとみられる。2023 年度までは民間企業を中心に賃上げが進んだが、2024 年夏の人事院勧告を受け、2024 年度は公務員給与や初任給が大幅に引き上げられた。2025 年度も民間と同様に高水準の賃上げが実施されるだろう。
- 2018～24 年度（年）の時給ベースの実質賃金上昇率は年率+0.6%だった。ドイツ並みの伸びだったが、生産性上昇率の違いなどを反映し、米国のその 3 分の 1 程度にとどまった。さらに実質賃金を 1 人あたりで見ると、日本は労働時間の大幅な減少により同▲0.2%に落ち込んだ。働き方改革の成果でもあり前向きに評価できる一方、就業時間の増加などを希望する若年雇用者が近年増加している。専門職への振り分けに応じた労働時間の裁量拡大や副業・兼業の促進など、就業・成長意欲の高い労働者がより働きやすく、活躍しやすい環境の整備が必要だ。
- 賃金相場の上昇や企業の賃金支払能力の向上を踏まえると、2025 年度の最低賃金（最賃）は前年度の 5.1%（51 円）を上回る引き上げが行われる可能性がある。政府目標がどの程度考慮されるかで引き上げ幅は変わるが、引き上げ率の目安は 6%（63 円）程度となり得る（実現した場合の最賃は全国加重平均で 1,118 円程度）。2025 年度の骨太方針で紹介された欧州型目標の扱いや、目安を超える最賃引き上げが行われた地域に対する国の新たな支援策の影響なども注目される。

トランプ米政権の高関税政策（トランプ関税）により、日本経済は下振れリスクの大きい状況が続いている。トランプ大統領は 2025 年 7 月中旬までに 25 カ国・地域に書簡を送り、新たな関税率を 8 月 1 日から課す考えを示した¹。

こうした中、日本の景気を下支えする材料として注目されるのが賃上げだ。日本労働組合総連合会（連合）が 7 月 3 日に公表した第 7 回（最終）回答集計結果によると、定期昇給相当込みの賃上げ率（加重平均）は 5.25% で、33 年ぶりの高水準だった前年（5.10%）を上回った²。そこで本稿の前半では、賃上げの「伸び」だけでなく「広がり」にも注目し、中小・零細企業や地方、公務員などにおける賃上げ動向を整理した上で、賃金の先行きについて述べる。

後半では 2025 年度の最低賃金（最賃）について検討する。石破茂首相は 2024 年 10 月 4 日の所信表明演説で「二〇二〇年代に全国平均一五〇〇円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続けます」³と述べた。2025 年 6 月 13 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025）にも同様の目標が明記されたが、最も遅い 2029 年度に目標を達成する場合でも、2025 年度以降の最賃の引き上げ率は年平均で 7.3% 必要になる。目安制度が始まった 1978 年度以降の平均値（2.8%）や、最も高かった 1980 年度の 6.9% を上回る引き上げを 5 年続ける必要があり、政府目標の達成は極めてハードルが高い。

1. 国内の賃上げ動向と今後の見通し

（1）2025 年春闘での賃上げの「広がり」は？

中小・零細企業や地方企業を中心に賃上げが加速

前述のように、連合が集計した 2025 年春闘での賃上げ率は前年を上回った。賃上げは 4 年連続で加速しており、多くの企業が前年にも増して積極的に賃上げに取り組んだ結果といえる。

賃上げ率と連動しやすい物価や売上高などの伸びが 2024 年に減速したこともあり、当初は 2025 年春闘での賃上げ率が低下するとの見方が少なくなかった。事前の予想に反して賃上げ率が上振れしたのは、人口減少が中長期的に続くことを見越しつつ、必要な労働力を確保しておきたいという企業戦略の表れだろう。

トランプ関税による経済活動への悪影響が労使の交渉期間中に目立たなかったことも一因とみられる。当社の「[日本経済見通し：2025 年 6 月](#)」で述べたように、トランプ関税が大幅に強化された 4 月以降も輸出や設備投資は底堅く推移した。連合の第 1 回回答集計から第 7 回（最終）回答集計にかけての修正幅は 2025 年で▲0.21%pt と、2023、24 年のそれと同程度だった。

¹ 25 カ国・地域のうち 17 カ国は、4 月 2 日に発表された「相互関税率」と同水準か、引き下げられる（インドネシアは関税協定で米国と合意し、32% から 19% へと引き下げ）。一方、24% だった日本は 25% に、20% だった EU は 30% に、25% だったカナダは 35% に、10% だったブラジルは 50% に引き上げられる。品目別関税では、8 月 1 日から米国に輸入する銅に 50% の関税を課す方針であり、医薬品への追加関税も予定されている。

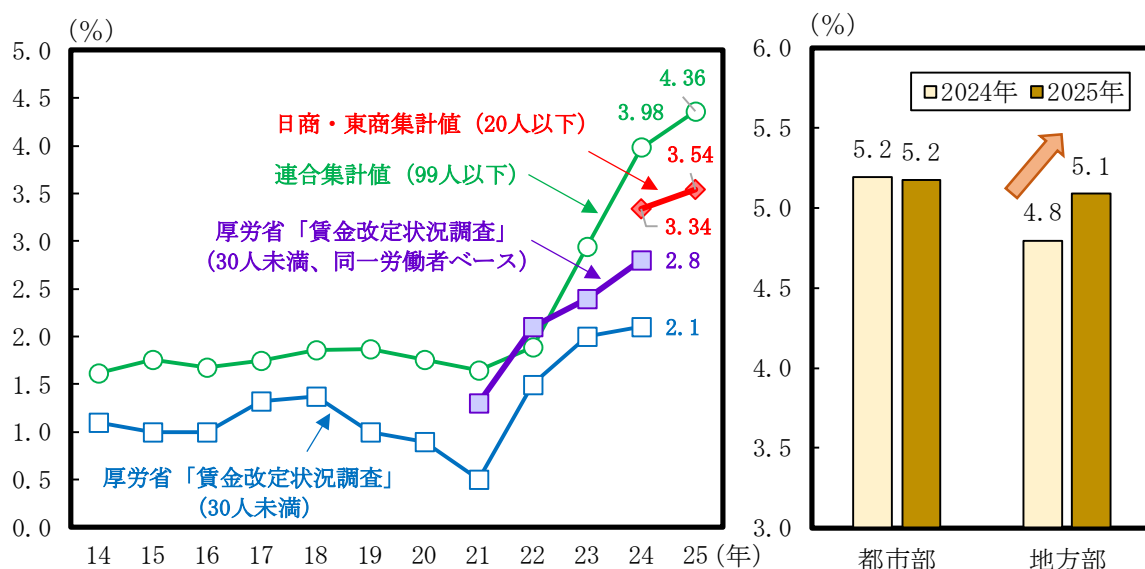
² 日本労働組合総連合会（連合）「[昨年を上回る賃上げ！～2025 春季生活闘争第 7 回（最終）回答集計結果について～](#)」（2025 年 7 月 3 日）

³ 首相官邸「[第二百十四回国会における石破内閣総理大臣所信表明演説](#)」（2024 年 10 月 4 日）

企業規模別に見ると、賃上げが加速したのはとりわけ中小・零細企業である点も注目される。第7回（最終）回答集計結果によると、300人以上の企業の賃上げ率は前年差+0.14%ptだったのに対し、300人未満では同+0.20%ptだった。中でも99人以下では同+0.38%ptと変化幅が大きかった（図表1左）。主因はベースアップ（ベア）率の引き上げである。大企業が賃上げ加速をけん引した2023、24年春闘とは異なり、2025年は中小企業がけん引する形で企業規模間の賃上げ率格差が縮小した。

中小・零細企業における賃上げ率の高まりは、日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」（2025年6月4日）でも確認できる。従業員規模20人以下の企業における正社員の賃上げ率は3.54%⁴と、前年の調査結果から0.20%pt高まった。集計対象は組合を持たない企業が大部分とみられるが⁵、そうした企業でも積極的な賃上げが広がったようだ。

図表1：各種調査における中小・零細企業の賃金改定率の推移（左）、地域別の春闘賃上げ率（右）



（注1）左図の「日商・東商集計値（20人以下）」は日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」における正社員の賃上げ率で、当年・前年を通じた同一労働者ベース。「連合集計値（99人以下）」は日本労働組合総連合会（連合）による春闘の集計結果における定昇相当込み賃上げ率。「厚労省『賃金改定状況調査』（30人未満）」は厚生労働省「賃金改定状況調査」における一般労働者の賃金上昇率。（）内の人数は従業員数または常用雇用者数。

（注2）右図は、連合の地方連合会がウェブサイト上で公表している地域別の賃上げ率を、「都市部」と「地方部」に分けて集計。非公表地域は原則として報道を利用したほか、東京都は東京都「2025年 春季賃上げ要求・妥結状況について（最終集計）（令和7年6月26日現在）」、千葉県は内閣府による集計値（内閣府「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」（2024年7月25日、2025年6月11日））を代用。賃上げ率が確認できない埼玉、神奈川、長野、兵庫、奈良、鹿児島、沖縄の7県を集計対象から除外した上で、「都市部」は千葉、東京、岐阜、愛知、三重、京都、大阪の1都2府4県、「地方部」はその他の33県の平均値を算出。（出所）厚生労働省、東京都、内閣府、日本商工会議所・東京商工会議所、日本労働組合総連合会、各地方連合会資料、各種報道より大和総研作成

⁴ 同調査の賃上げ率は、当年と前年の4月同士を比較した賃金の伸び率を指している。春闘賃上げ率の妥結時期は企業によりばらつきがあり、実際の賃金改定までにも一定のラグがあることから、2025年調査の賃上げ率は、2025年春闘の結果を部分的にのみ反映しているとみられる点に注意する必要がある。

⁵ 従業員規模20人以下における「組合あり」の割合は不明だが、従業員規模計（20人以下が53.0%を占める）における「組合あり」の割合は10.3%だった。

さらに、2025 年春闘では都市部よりも地方部で賃上げが加速した可能性がある。連合の地方連合会がウェブサイト上で公表している地域別の賃上げ率⁶を都市部と地方部⁷に分けて集計した結果が**図表 1 右**である。

都市部の賃上げ率は 2024 年から 2025 年にかけておおむね横ばいで推移したのに対し、地方部では顕著に上昇し、都市部と遜色ない水準に達した。また、前出の「中小企業の賃金改定に関する調査」でも、従業員規模 20 人以下のうち地方企業（東京 23 区・政令指定都市以外の地域の企業）の 2025 年の賃上げ率は前年調査比+0.34%pt と、全体（同+0.20%pt）よりも上昇幅が大きかった⁸。

規模が小さく、また地方部にある企業は、大企業や都市部の企業に比べて生産性の水準が低く賃金も低水準になりやすい一方、人手不足はより深刻だ。2025 年春闘ではそうした企業を中心に、「防衛的賃上げ」に踏み切る動きが広がったのが特徴的である。

民間での大幅賃上げは公務員にも波及

2023 年度までは民間企業を中心に賃上げが進んだが、2024 年夏の人事院勧告を受け、公務員給与は同年末にかけて大幅に引き上げられた。2025 年度も同様に引き上げられるとみられる。

内閣府「国民経済計算」（GDP 統計）における 1 人あたり名目雇用者報酬は 2013 年度からおおむね前年比プラスで推移し、直近の 2024 年度は同+4%近くまで加速した⁹。だが、雇用者報酬全体の 1 割ほどを占める一般政府部門に限ると、全体の動きとは対照的に、2016 年度からおおむね前年比マイナスで推移した（**図表 2 左**）。2024 年度は本稿執筆時点で公表されていないため、予算資料などをもとに試算すると同+5%程度とみられ、6 年ぶりに上昇に転じたようだ。

2024 年度は公務員の初任給の引き上げも顕著だった。**図表 2 右**で示したように、民間では大学卒の新卒者の給与は 2010 年代半ばから上昇傾向が見られるようになり、2023 年度には前年比+4.6%まで高まった。2025 年度も上昇ペースを維持したようだ。一方、公務員の初任給の引き上げペースは民間に比べて緩やかだったが、例えば国家公務員・行政職（大卒・総合職）では 2024 年度に 15%ほど引き上げられ、官民の賃金格差が縮小した。

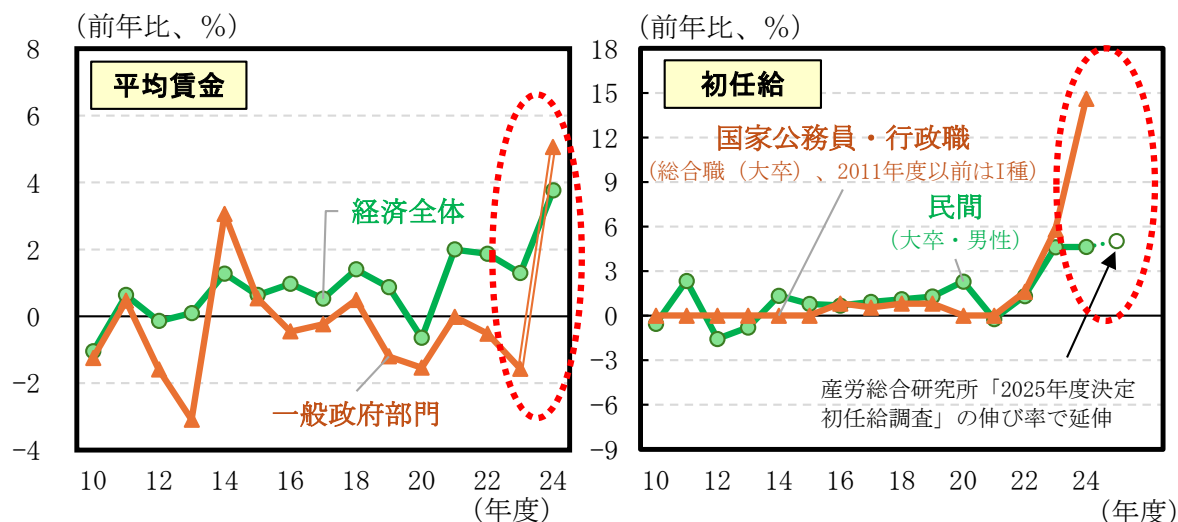
⁶ 地方連合会のウェブサイト上で賃上げ率が確認できない地域は、原則として報道を利用。ただし、東京都は東京都「2025 年 春季賃上げ要求・妥結状況について（最終集計）（令和 7 年 6 月 26 日現在）」、千葉県は内閣府による集計値（内閣府「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」（2024 年 7 月 25 日、2025 年 6 月 11 日））で代用。また、報道でも確認できない埼玉、神奈川、長野、兵庫、奈良、鹿児島、沖縄の 7 県は集計対象から除外した。

⁷ 都市部は三大都市圏（集計可能な千葉、東京、岐阜、愛知、三重、京都、大阪の 1 都 2 府 4 県）、地方部はそれ以外の 33 県を指す。

⁸ ただし、日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」の従業員規模計（従業員規模 300 人以下が 97.8%）を見ると、都市部企業の 2025 年の賃上げ率が前年調査比+0.48%pt だったのに対し、地方部企業が+0.41%pt だった。特に組合を持たない企業では、企業規模や地域により、賃上げ動向がまちまちである可能性に留意する必要がある。

⁹ GDP 統計における雇用者数の直近値は 2023 年度であるため、2024 年度は総務省「労働力調査」を利用して延伸した。

図表 2：1人あたり名目雇用者報酬（左）、新規学卒者（大学）の賃金（右）



(注) 左図の 2024 年度の一般政府部門は予算資料をもとに延伸（人事院勧告による増額分を反映）。2012～13 年度の一般政府部門の賃金低下は給与改定・臨時特例法による減額の影響が大きい（右図は減額前）。

(出所) 内閣府、厚生労働省、総務省、人事院、産労総合研究所より大和総研作成

(2) 国際比較に見る実質賃金伸び悩みの背景と賃上げの先行き

米独を上回る労働時間の大幅減で、日本の 1 人あたり実質賃金の伸びはマイナスに

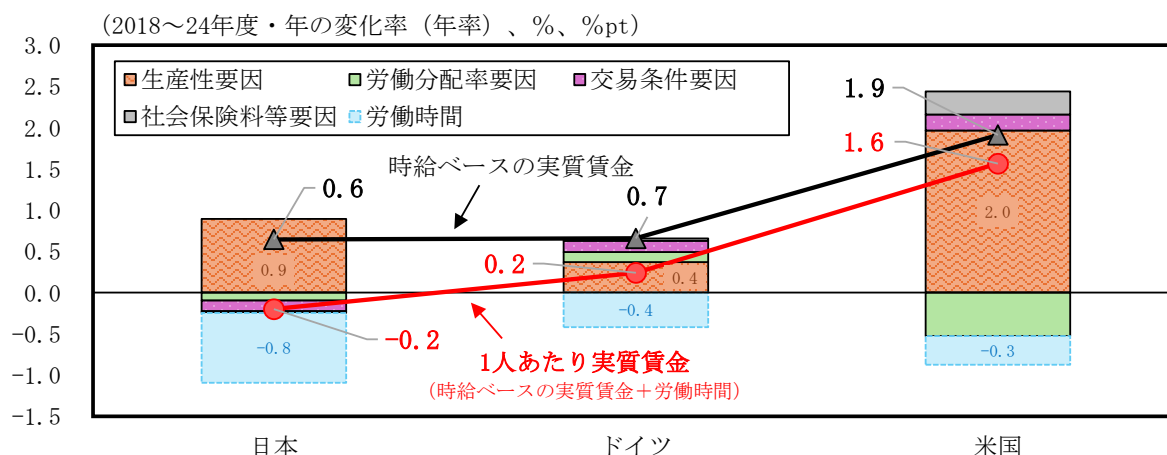
以上のように、2025 年春闘では賃上げ率が高まっただけでなく広がりも見られたものの、食料品を中心とした物価高騰もあって賃上げを実感しにくい状況が続いている。

物価変動の影響を除いた実質賃金の安定的な上昇が引き続き課題となっているが、そこで GDP 統計などをもとに時給ベースの実質賃金（家計最終消費支出デフレーターで実質化した賃金・俸給）の伸びを要因分解し、米国やドイツのそれと比較したのが図表 3 である。ここでは、コロナ禍や消費増税前の 2018 年度と直近の 2024 年度（米国とドイツは暦年）の変化率を年率換算している。

直近 6 年間ににおける日本の時給ベースの実質賃金上昇率は年率+0.6%だった。ドイツ並みの伸びだが、米国のその 3 分の 1 程度にとどまる。さらに実質賃金の変動を「生産性要因」「労働分配率要因」「交易条件要因」「社会保険料等要因」の 4 つに分解すると、日本では生産性要因が実質賃金の上昇に寄与し、それ以外の要因の寄与は比較的小さかった。生産性の押し上げ幅はドイツを上回ったものの米国の半分程度で、生産性向上が今後の賃上げ加速の課題といえる。

さらに、実質賃金を 1 人あたりで見ると（図表 3 の赤い折れ線）、日本は年率▲0.2%とマイナス圏にある。労働時間が同▲0.8%と大幅に減少したためで、ドイツ（同▲0.4%）や米国（同▲0.3%）の労働時間の減少率の約 2 倍だ。実質賃金に関する議論では、時給ベースではなく 1 人あたりでみることが多い。近年の実質賃金の伸び悩みは、日本銀行の目指す前年比+2%を大きく上回る物価上昇などに加え、労働時間が減少した影響も大きいようだ。

図表 3：日米独における実質賃金（時給ベースまたは 1 人あたり実質賃金・俸給）の伸び率



(注) 日本は年度、米独は暦年の値。賃金・俸給（現金給与だけでなく現物給与なども含まれる）は家計最終消費支出デフレーターで実質化。「生産性要因」は実質 GDP（除く持家の帰属家賃・混合所得）を雇用者の総労働時間で除した労働生産性の寄与。「交易条件要因」は GDP デフレーターと家計最終消費支出デフレーターとの乖離による影響。「社会保険料等要因」は GDP 統計上の「雇主の社会負担」による影響。

(出所) 内閣府、BEA、BLS、FSO、OECD、Haver Analytics より大和総研作成

労働時間の大幅な減少は長時間労働は正や時短勤務の普及などが要因

労働時間は近年、なぜ大幅に減少したのか。1 人あたり労働時間の推移を月間就業時間別に要因分解したのが図表 4 左である。

月間就業時間が 241 時間以上（残業時間が月 81 時間以上に相当¹⁰⁾）という、働き方改革関連法¹¹⁾で厳しく規制されるような長時間労働者¹²⁾の割合は、2010 年代後半にかけて低下ペースが加速した。背景には、過労死等防止対策推進法の施行（2014 年 11 月）や『『過労死等ゼロ』緊急対策』（2016 年 12 月）など、政府による過労死等の防止にかかる取り組みなどがあった¹³⁾。さらに、罰則付きの残業規制が盛り込まれた働き方改革関連法が 2019 年 4 月から段階的に施行され、長時間労働者の更なる減少を促した。

月間就業時間が 201～240 時間（残業時間が月 41～80 時間）の割合は 2019 年度から 2020 年度にかけて大きく低下した一方、同 121～160 時間の割合が同時期に大きく上昇した点も注目される。月 201～240 時間の雇用者は、年間で 6 カ月まで認められる月 45 時間以上の残業を行う者が大半とみられ、業務の進捗次第では残業時間が月 80 時間を上回る（月間就業時間が 241 時間以上になる）恐れもあったと思われる。企業は近年、働き方改革関連法で厳しく規制されるような長時間労働者だけでなく、そうした長時間労働を行いかねない働き方をしている「予備軍」をも減らせるよう、業務プロセスの見直しなどに取り組んできたとみられる。

¹⁰⁾ 所定内労働時間を月 160 時間（＝週 40 時間の法定労働×4 週間）とみなしている。

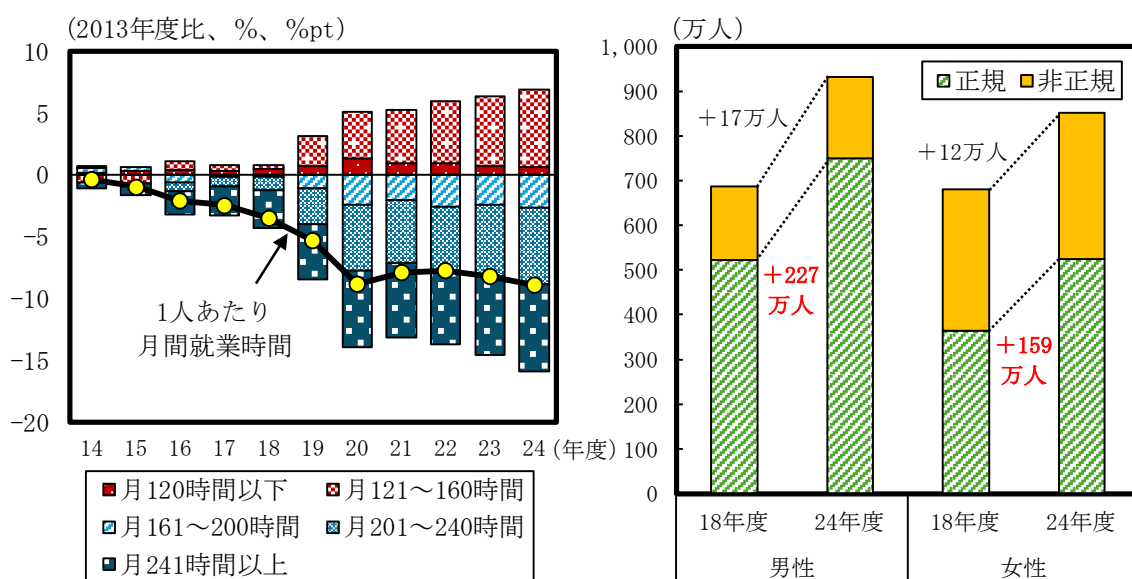
¹¹⁾ 正式名称は「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」。

¹²⁾ 残業時間（休日労働を含む）が 2～6 カ月平均で 80 時間超、または単月で 100 時間以上となった場合には罰則が科される。

¹³⁾ 働き方改革関連法施行前における長時間労働は正の動向に関しては、田村統久・神田慶司「[進展する企業の長時間労働は正の取組](#)」（大和総研レポート、2019 年 8 月 8 日）を参照。

月 120～160 時間の雇用者に目を向けると、性別に関わらず正規雇用を中心に大きく増加した（図表 4 右）。増加幅がより大きいのは男性だ。家事や育児などとの両立のため、時短勤務を含む柔軟な働き方が広がったとみられる。また、年次有給休暇（以下、年休）を取得しやすくなったことも関係があるだろう。働き方改革関連法では企業に対し、従業員に年 5 日の年休を取得させることが義務付けられている。厚生労働省「就労条件総合調査」によると、2018 年（または 2017 年度）で 9.4 日だった年休の平均取得日数は直近の 2023 年（または 2022 年度）で 11.0 日へと増加した。

図表 4：1 人あたり月間就業時間の推移と要因分解（左）、月間就業時間 121～160 時間の雇用形態別雇用者数（右）



（注）左図は、2013 年度比の 1 人あたり月間就業時間の変化を月間就業時間別の雇用者数割合の変化で分解。
（出所）総務省統計より大和総研作成

就業・成長意欲の高い労働者がより働きやすく、活躍しやすい環境の整備が必要

労働時間の減少は「働き方改革の成果」ともいえ、その点では前向きに評価される。もっとも、各種アンケート調査の結果を見ると、就業時間の増加などを希望する若年雇用者が近年増加している。

総務省「就業構造基本調査」によると、現在の仕事のまま就業時間を増やしたい、または追加就業（副業・兼業）を希望する正規雇用者の割合は 2017 年で 7.9% だったが、直近の 2022 年では 10.4% へと上昇した。年齢階級別に見ると、20 代前半から 30 代前半までが 2022 年で 14% 程度と最も高く、次いで 30 代後半（12% 台半ば）が高かった。

最近では、Indeed Japan「労働時間に関する調査¹⁴」（2025 年 2 月 14 日。以下、Indeed Japan 調査）が「現在と比べた時の望ましい労働時間」を調査している。1 カ月あたりの労働時間を「増やしたい」と回答した割合が全体で 18.4% となる一方、年代別では 20 代が 22.6%、30 代が

¹⁴ 調査対象は 20～59 歳の正社員男女 2,000 名で、調査期間は 2024 年 12 月 26 日～2025 年 1 月 6 日。

22.3%と相対的に高かった。

Indeed Japan 調査では「増やしたい」との回答者にその理由（複数回答）を尋ねている。最も回答率が高かったのは、年代に関わらず「収入を増やしたいから」（いずれの年代でも6〜7割台）だが、それに次ぐのは20代で「キャリアアップ・昇進につながるから」（18.7%）、30代で「たくさん経験を積みたいから」（20.6%）だった。長時間労働の是正が進み、残業時間が一律に厳しく管理される中で、若手社員を中心に、賃金や活躍・経験の機会を十分に確保できていない労働者が一定数存在するとみられる。

働き方改革実現会議「働き方改革実行計画」（2017年3月28日）などによれば、働き方改革とは「働く人の視点に立」ち、「働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにする」ための取り組みと解釈される。長時間労働是正による労働者の健康確保や、労働基準法に基づく適切な労務管理を大前提としつつも、専門職への振り分けに応じた労働時間の裁量拡大や副業・兼業の促進など、就業・成長意欲の高い労働者がより働きやすく、活躍しやすい環境の整備が必要だ¹⁵。

トランプ関税に大きく左右されるも、高水準の賃上げやその広がりも2026年も継続か

賃上げの先行きについては、トランプ関税の動向やそれによる国内外の経済活動への影響に大きく左右される。当社のメインシナリオのように（後掲図表8）、日本経済が緩やかながらも回復基調を維持すれば、高水準の賃上げやその広がりも2026年も継続すると見込まれる。

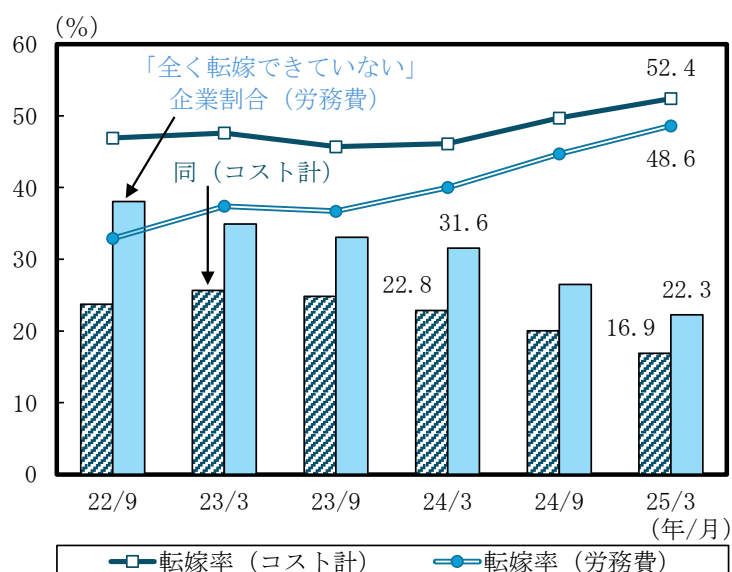
価格転嫁が足元で進んでいることも好材料だ。中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」によると、価格転嫁が全くできていない企業の割合（コスト計）は2024年3月調査から2025年3月調査にかけて6%pt程度低下し、転嫁率は50%を上回った（図表5）。コストのうち、とりわけ労務費の価格転嫁に大きな進展が見られ、価格転嫁が全くできていない企業の割合は9%pt程度低下し、転嫁率は50%弱へと上昇した。コスト計と労務費の転嫁率の乖離は縮小傾向にあり、原材料費などに比べて労務費が価格転嫁しにくい状況は改善されつつある。

消費者物価指数（CPI）は直近の2025年6月で前年比+3.3%と依然として高水準にあるものの、米価の高騰が落ち着きつつあることや¹⁶、輸入物価面からの下押し圧力（円ベースの輸入物価指数は直近の6月で同▲12.3%）、政府の物価高対策などもあり、CPI上昇率は同+2%台に向けて減速すると見込まれる。高水準の賃上げの継続と物価上昇率の鈍化により、実質賃金に見る所得環境の改善が進むだろう。その上で、前述のように労働生産性の向上や柔軟な労働環境の整備が進めば、賃上げを一段と後押しするだろう。

¹⁵ Indeed Japan 調査では「労働時間に対する価値観」についても尋ねている。労働時間の長さに関して「個人の考えが尊重され、希望する人は長く働くことができる社会になるべきだ」との回答率が51.6%と、「社会的に、一律して労働時間を減らす努力をすべきだ」（同48.4%）を上回った。

¹⁶ 政府備蓄米が流通したこともあって米価はこのところ低下傾向にある。今後、米価に対する家計の先安観が強まれば、1カ月分超とみられる「家庭内備蓄」の取り崩しが進むことで需要面から米価に下押し圧力がかかる可能性がある。詳細は、山口茜「[1カ月分超の『家庭内備蓄』取り崩しでコメの価格低下が加速する可能性](#)」（大和総研レポート、2025年7月17日）を参照。

図表 5：中小企業における価格転嫁の動向



（注）「全く転嫁できていない」企業割合は、中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」で転嫁率を「0割」「マイナス」と回答した企業の割合を指す。なお、「価格転嫁不要」「当該費用は支払代金に含まれない」と回答した企業を除くベースで試算している。

（出所）中小企業庁、厚生労働省、総務省統計より大和総研作成

2. 2025年度の最低賃金見通し

2025年7月11日、今年度の最低賃金（以下、最賃）改定に向けた議論が中央最低賃金審議会で始まった。8月上旬までに都道府県の引き上げ額の目安が提示され、これを参考に地方最低賃金審議会が実際の引き上げ額を検討し、10月中に最賃が改定される見込みだ。昨年度は徳島県が目安（50円）を大幅に上回る84円の引き上げを行ったが、後述するように、今年度はこうした動きが広がるかどうか注目される。

2025年度用最賃はどの程度引き上げられるだろうか。本章では、中央最低賃金審議会における「地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解¹⁷」（以下、公益委員見解）を参考に、「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の賃金支払能力」という、いわゆる「法定3要素¹⁸」に基づき2025年度用最賃の引き上げ率を検討する。

結論を先取りすれば、賃金相場の上昇や企業の賃金支払能力の向上を踏まえると、前年度を上回る引き上げが行われる可能性がある。その上で、政府目標がどの程度考慮されるかで引き上げ幅は変わるが、6%（63円）程度となり得る。

¹⁷ 中央最低賃金審議会では通例、労使の意見の一致を見ないままに、この公益委員見解を地方最低賃金審議会に提示することが決定されている。

¹⁸ 最低賃金法（9条2項）が地域別最賃の決定に際して考慮するよう求めている。実際、近年の公益委員見解などでは法定3要素の観点から足元の経済実態が評価され、骨太方針2025にも「最低賃金の引上げについては、（中略）法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。」（p.7）と記載された。

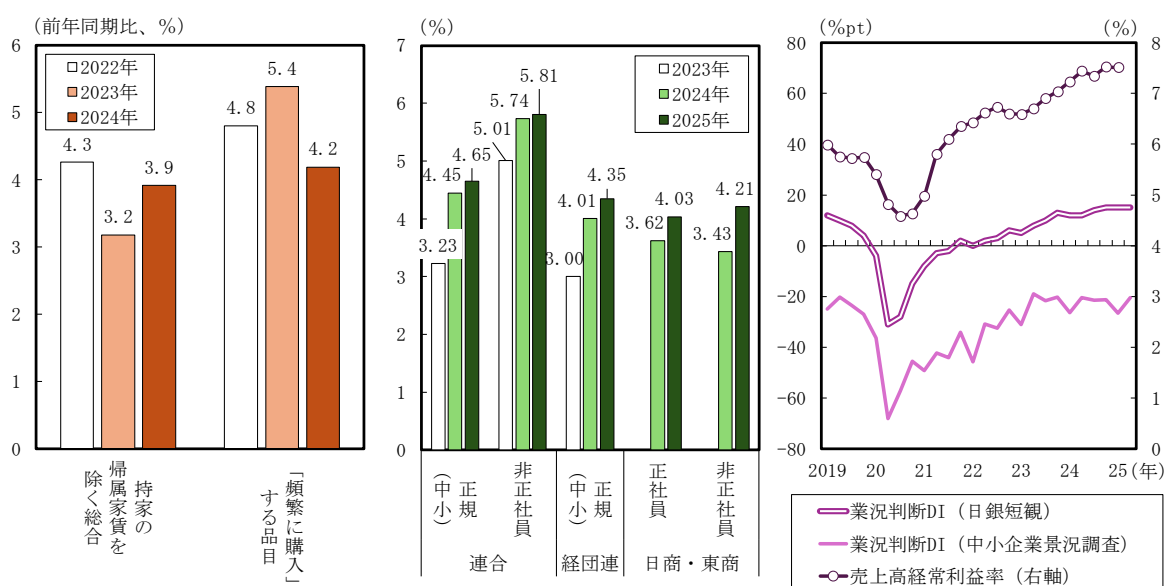
「賃金」「通常の事業の賃金支払能力」は積極的に最賃を引き上げる論拠となる可能性

法定3要素のうち、「労働者の生計費」は必ずしも前年度以上の最賃引き上げを行う材料にはならないと思われる。

「労働者の生計費」は、具体的にはCPIの動向が考慮される。中央最低賃金審議会における実際の議論（7月中旬～8月上旬に答申）に倣う形で、各年の10月から翌年6月までの前年同期比を計算すると、2023年から2024年にかけて、「持家の帰属家賃を除く総合」の伸びが高まった一方、「頻繁に購入」する品目は低下した（図表6左）。米を中心とした食料品価格の高騰や円安進行に伴うエネルギー価格の高騰などが押し上げ要因となった一方、「頻繁に購入」する品目では牛乳などの一部乳製品の価格改定による影響が一巡したことなどが影響した。

2024年度の中央最低賃金審議会では、「消費者物価指数については、基本的には『持家の帰属家賃を除く総合』を基に議論すべきである」としながらも、「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から」「『頻繁に購入』する生活必需品を含む支出項目」の動向が注目された¹⁹。「持家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇が減速する中でも5%以上の最賃の引き上げが答申されたのは、「頻繁に購入」する品目の物価上昇率が2023年10月～2024年6月で平均5.4%だったことが大きそうだ。

図表6：物価上昇率（左）、賃上げ率（中央）、企業の収益動向（右）



（注）左図の物価上昇率は各年10月から翌年6月までの前年同期比。中央図の「連合」は日本労働組合総連合会の集計値で、中小は従業員規模300人未満の企業、非正社員は有期・短時間・契約等労働者の賃上げ率（時給）。「経団連」は日本経済団体連合会の集計値で、中小は500人未満。2025年は第1回集計で、2024年は最終集計。「日商・東商」は日本商工会議所・東京商工会議所の集計値で、非正社員はパート・アルバイト等。右図の「業況判断DI（日銀短観）」は全規模全産業の「最近」で、「業況判断（中小企業景況調査）」は全規模全産業の「今期の水準」。売上高経常利益率は季節調整値。

（出所）総務省、日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会、日本商工会議所・東京商工会議所、日本銀行、中小企業基盤整備機構、財務省統計より大和総研作成

¹⁹ 「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」（2024年7月24日）を参照。

「持家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇が足元で加速していること自体は、今年度の中央最低賃金審議会で前年度以上の最賃引き上げを行う論拠として扱われる可能性はある。ただし、2024年10月～2025年6月平均の伸び率は3.9%と、2023年度と同審議会（4.3%の最賃引き上げを答申）で参照された2022年10月～2023年6月（4.3%）より低く、また前年度の同審議会で参照された「頻繁に購入」する品目の物価上昇率（5.4%）に比べても低い。物価高が続く中で一定の最賃引き上げが行われることは、低スキル労働者の生活水準を維持する観点で是認されるものの、足元の物価動向に基づく限り、引き上げ率を大きく高めていく局面ではないと判断される。

これに対して「賃金」面では、前述のように春闘での賃上げが加速した。連合が集計した賃上げ率は特に中小企業で加速が目立ったほか、非正社員にあたる有期・短時間・契約等労働者の賃上げ率（時給）も前年から高まった（**図表6中央**）。同様の傾向は、日本経済団体連合会（経団連）「2025年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況[了承・妥結含]（加重平均）」（2025年6月20日）や、前出の「中小企業の賃金改定に関する調査」（2025年6月4日）でも確認できる。

最賃は賃上げの恩恵を受けにくい低スキル労働者の就労条件の改善を図るための制度であり、賃金相場の上昇を反映する形で最賃を見直すことは経済的合理性がある。

また、企業の「賃金支払能力」も向上したとみられる。財務省「法人企業統計調査」（年次別調査）によると、直近で2023年度の経常利益は資本金1,000万円以上の企業で前年比+11.3%、1,000万円未満で同+28.8%と、いずれも2022年度に続き増加した。また、労働分配率も1,000万円以上で前年差▲2.2%pt、1,000万円未満で同▲4.6%ptと、企業規模に関わらず低下した。2024年度は1,000万円以上の企業を対象としたデータ（四半期別調査）に限られるが、経常利益は前年比+7.2%、労働分配率²⁰は前年差▲0.6%ptと、2023年度の傾向が継続した。

足元ではトランプ米政権の高関税政策の影響が懸念されるが、業況判断DI（日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）は全規模全産業の「最近」、中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」は全規模全産業の「今期の水準」）はいずれも横ばい圏で推移し、収益性を表す売上高経常利益率（前出の「法人企業統計調査」（四半期別調査））は高水準を維持している（**前掲図表6右**）。公益委員見解では日銀短観をもとに売上高経常利益率の企業規模間格差が拡大していないかも確認されるが、6月の実績調査によれば、大企業と中小企業の差（全産業）は2023年度（5.68%pt）から2024年度（5.49%pt）にかけて縮小している。

政府目標や足元の経済動向などを踏まえると2025年度は6%程度の引き上げが目安か

以上の法定3要素の分析に基づけば、2025年度の最賃引き上げ率は前年度を上回るとみられる。焦点は「どの程度」上回るかだ。

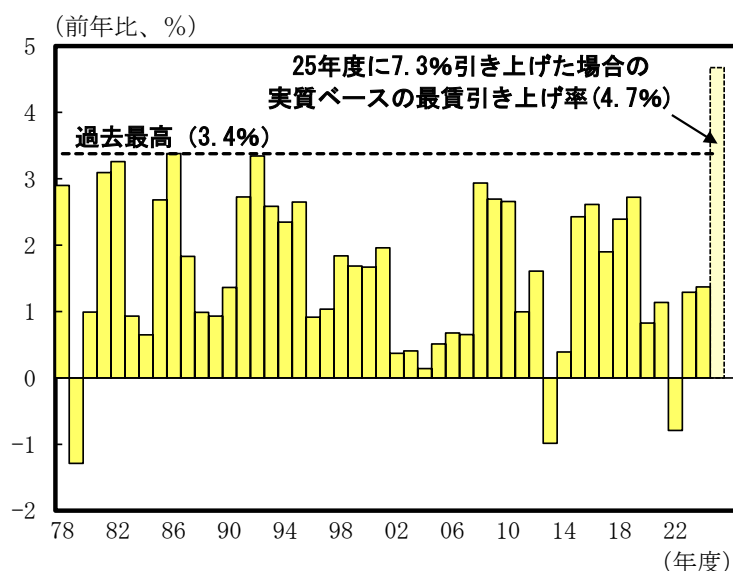
²⁰ 集計データの違いなどにより、労働分配率は年次別調査ベースでは人件費÷付加価値額、四半期別調査ベースでは人件費÷（経常利益+人件費+支払利息等+減価償却費）として算出。

注意したいのは、**後掲図表 8** で示すように、物価上昇率が今後低下していくと予想される点だ。賃金と物価の好循環が進む一方、食料品価格の高騰は緩やかに落ち着き、物価上昇率は前年比+2%程度へと減速するだろう。当社では、改定後の最賃が適用される 2025 年 10 月から 2026 年 9 月までの物価上昇率（持家の帰属家賃を除く総合）を 2.6%程度と見込んでいる。政府目標を念頭に、2025 年度改定における最賃の引き上げ率を 7.3%と仮定すれば、実質ベースで見た引き上げ率は 4.7%と試算される。これは、目安制度が始まった 1978 年度以来の最高値(3.4%)を大きく上回る水準だ（**図表 7**）。

また、前述のようにトランプ関税の動向やその影響の度合いによっては景気が腰折れする可能性があるなど、先行き不透明感が強い点も懸念材料である。足元の賃金や企業収益の動向をもとに 2025 年 10 月以降に適用される最賃を大幅に引き上げるのは、中小企業を中心に収益悪化や雇用調整のリスクを高め得る。

そこで、2025 年度の実質ベースでの最賃引き上げ率を過去最高水準の 3.4%にとどめ、2025 年 10 月から 2026 年 9 月までの物価上昇率（持家の帰属家賃を除く総合）を 2.6%とすると、名目ベースでの最賃引き上げ率は 6.0%となる。政府目標を一定程度重視しつつ、足元の経済動向や実質的な水準なども踏まえると、2025 年度の最賃引き上げ率は 6%（63 円）程度が目安となり得る。

図表 7：実質ベースで見た最低賃金の引き上げ率



(注) 物価上昇率として、各年度の 10 月から 12 カ月間の前年同期比 (2025 年度は大和総研による直近の予測値) を利用。
(出所) 中小企業庁、厚生労働省、総務省統計より大和総研作成

欧州型の最賃目標の扱いや地方での議論にも注目

また田村・神田（2025）²¹で述べたように、2025年度の最賃は改定率だけでなく、欧州型の最賃目標の扱いや地方での議論も注目される。

骨太方針 2025 では、欧州連合（EU）の最賃目標（賃金の中央値の 60%や平均値の 50%）を紹介しつつ、EU 加盟国に比べて「我が国の最低賃金が低い水準となっている」（p. 7）と指摘された。だが、これはフルタイム労働者対比の最賃水準に基づく評価とみられ、パートタイム労働者を含めたマクロの平均賃金対比では国際的に見劣りしていない。日本は諸外国に比べて就業形態間の賃金格差が大きいことを示唆しており、背景にはいわゆるメンバーシップ型の雇用慣行の下で正社員の賃金が高く、非正規の賃金が低いという賃金構造がある。

さらに骨太方針 2025 では、目安を超える最賃引き上げが行われた地域に対する国の新たな支援策が盛り込まれた。沖縄県や青森県など「C ランク」²²に分類されている地域を中心に、平均賃金対比で見た最賃は既に高水準にある。こうした中で国の新たな支援策が地域間の最賃引き上げ競争を過熱させ、経済実態から逸脱した大幅な引き上げが行われないかを今後は注視する必要がある。

図表 8：日本経済見通し＜第 225 回日本経済予測 改訂版（2025 年 6 月 9 日）＞

	2024			2025				2026				2027	2024 年度 (暦年)	2025 年度 (暦年)	2026 年度 (暦年)
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3			
実質GDP(年率、兆円)	557.5	558.7	561.8	561.5	562.2	563.4	564.7	565.9	567.2	568.5	569.7	571.0	559.9	564.2	569.2
＜前期比、％＞	1.0	0.2	0.6	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2			
＜前期比年率、％＞	3.9	0.9	2.2	-0.2	0.4	0.9	0.9	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9			
＜前年同期比、％＞	-0.6	0.8	1.3	1.7	0.9	0.8	0.6	0.8	0.9	0.9	0.8	0.9	0.8	0.8	0.9
													(0.2)	(1.0)	(0.8)
民間消費支出(前期比、％)	0.8	0.7	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.8	1.0	0.9
民間住宅投資(前期比、％)	1.2	0.7	-0.2	1.4	0.5	-1.2	-0.6	-0.6	-0.7	-0.7	-0.8	-0.8	-1.0	0.2	-2.8
企業設備投資(前期比、％)	1.3	0.1	0.6	1.1	-0.5	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	2.4	1.2	1.5
政府消費支出(前期比、％)	0.8	0.1	0.3	-0.5	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	1.3	0.4	1.3
公共投資(前期比、％)	5.6	-1.2	-0.7	-0.6	0.0	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	1.3	-0.8	0.4
輸出(前期比、％)	1.5	1.2	1.7	-0.5	0.2	0.1	0.3	0.3	0.5	0.5	0.5	0.6	1.7	1.2	1.6
輸入(前期比、％)	2.7	2.2	-1.4	3.0	-1.0	-0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6	3.5	1.1	1.7
名目GDP(前期比年率、％)	10.1	2.1	4.6	3.6	3.0	2.5	2.4	2.3	2.4	2.3	2.3	2.4	3.7	3.1	2.3
GDPデフレーター(前年同期比、％)	3.1	2.4	2.9	3.3	2.5	2.6	2.3	1.8	1.5	1.4	1.4	1.4	2.9	2.3	1.4
鉱工業生産(前期比、％)	2.1	0.3	0.4	-0.3	1.5	-1.7	0.7	0.6	0.3	0.4	0.4	0.5	-1.4	0.7	1.3
コアCPI(前年同期比、％)	2.5	2.7	2.6	3.1	3.3	2.5	2.7	2.4	1.7	2.1	1.9	1.9	2.7	2.7	1.9
失業率(％)	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.5	2.3	2.3
コールレート(期末値、％)	0.08	0.23	0.23	0.48	0.50	0.50	0.75	0.75	1.00	1.00	1.25	1.25	0.48	0.75	1.25
10年物国債利回り(％)	1.00	0.93	1.03	1.37	1.42	1.59	1.75	1.80	1.86	1.91	1.97	2.02	1.08	1.64	1.94
前提															
原油価格(WTI、ドル/バレル)	80.7	75.3	70.3	71.4	62.7	64.6	64.6	64.6	64.6	64.6	64.6	64.6	74.4	64.1	64.6
為替レート(円/ドル)	155.8	149.1	152.4	152.4	144.6	144.9	144.9	144.9	144.9	144.9	144.9	144.9	152.4	144.8	144.9

(注) 網掛け部分は大和総研予想。原油価格、為替レートは直近の水準で一定と想定。

(出所) 大和総研

²¹ 田村・神田「2025年度の最低賃金は1,100円超へ」（大和総研レポート、2025年7月16日）

²² 中央最低賃金審議会は2023年度以降、経済実態に鑑みて47都道府県を「Aランク」（6都府県）、「Bランク」（28都府県）、「Cランク」（13県）の3つの分類し（従来はA～Dの4ランク）、ランクごとに最賃引き上げ額の目安を提示している。